

議案第49号

すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだトリフォニーホールの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだトリフォニーホール	東京都墨田区錦糸一丁目2番3号 公益財団法人墨田区文化振興財 団 理事長 澁谷 哲一	令和8年4月1日から令 和13年3月31日まで

(提案理由)

すみだトリフォニーホールの指定管理者を指定する必要がある。